

平成 22 年度 第 1 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 22 年 7 月 7 日（水） 10 時 00 分～12 時 00 分

場 所：経済産業省別館 11 階 1111 号会議室

出席委員：阿南委員、指宿委員、宇野委員、奥委員、奥村委員、岡山委員、乙間委員、酒井委員、
原田委員、平尾委員、藤井委員、安井委員（座長）

欠席委員：辰巳委員、奈良委員（五十音順、敬称略）

1. 特定調達品目の検討の進め方について

- ・ 調達率が 90%以上に達しており、最低基準になってきている状況であると言える。CO₂削減に関しては、新しい基準を積極的に取り込み対処していく必要。新しい観点で積極的に検討していくことが、これからのグリーン購入法の役割ではないか。
- ・ CO₂に関しては、エネルギーを使用する段階まで含めた基準を考えていくことが必要ではないか。また、対象品目を広げていくことも大事だが、地方公共団体や国が委託して実施されているものに対しても適用するなど、枠組みを広げる努力も必要。
- ・ 日本のグリーン購入は国際的に見ても優れており、省エネ法のトップランナーは世界でも特異な規制であるが、海外の基準についても調査し、優れているものを参考として検討してもいいのではないか。また、調達者と生産者においては認識が深まっているところであるが、一般消費者の生活に取り入れて頂くための広報を行っていくべき。
- ・ 昨年度どういう議論があったか、進展した点は何か、というところを整理し、これまでの経過を確認できる資料があると良い。

2. 特定調達品目に関する検討方針・課題について

カーボンフットプリント、カーボン・オフセット認証ラベルについて

- ・ 経済産業省では、「カーボンフットプリント制度試行事業」を平成 21 年度から 3 年間の計画で実施しており、今年度は 2 年目。現在、45 の PCR（商品種別算定基準）が設定されており、文房具、家具、ユニフォーム等、グリーン購入の対象となっている商品のルールも出来ている。グリーン購入法と連携を取り、認知度を上げることで、商品を増やしていけるような工夫ができないかと考えている。（経済産業省）
- ・ カーボンフットプリントについては、まだ特定調達品目の基準にするのは難しいと考える。PCR の策定、値の検証においては難しい問題があり、すぐにたくさんの商品に広がっていく状況ではないが、取り組んでいる企業は非常に熱心である。積極的に奨励することが大事なのではないか。
- ・ カーボン・オフセットについては、定量的に検討していくのは非常に難しい問題である。カーボンフットプリントは、排出量が高いものにはマークを付けないだろうから、付いている製品を買うことは悪くはないということになるかもしれない。本年度できることは、カーボンフットプリントが参考になる品目について、情報提供を行うくらいではないか。
- ・ カーボン・オフセット認証ラベルの対象品目は、一般消費者向けで通常品として既に出回っているものが多く、ラベルをつけることで競争性を高めていくというもの。グリーン購

入法とは、趣旨・目的が違うため、無理に関連づけず、うまくすみ分けしていけたら良いのではないかと。

- ・ カーボンフットプリント、カーボン・オフセットについては、検討している製品があることを宣伝していく段階。また、国際的に基準が違うものが日本に入ってきた時に、コスト的に競争力を持っている場合は勝てない。その点を日本として戦略的にどう対処していくかが重要。
- ・ 国際整合性はどれくらい考えて作られているか。
 - ⇒ カーボンフットプリント制度試行事業は、ISOで国際標準を作る議論に日本が貢献するために行っており、国際整合性を踏まえている。（経済産業省）
- ・ カーボン・オフセットは、生産プロセスで技術的に減らせない環境負荷を、最後の手段で経済的な負担等をもって対策することである。できるだけ生産プロセスの技術で対応すべきであり、オフセットはあくまでも補助的な手段であってほしい。
- ・ オフセットの仕方によっては、資源の節約にならない場合があるのではないかと。資源の節約という点も同時に考えるのであれば、基準が変わってくるのではないかと。
 - ⇒ 今はCO₂を重視している。CO₂以外の環境負荷のバランスをどう取るかというのは非常に難しい問題である。

地方公共団体への普及等について

- ・ 地方公共団体にも調達実績の情報を公開していただくことにより、急速に取組が進むのではないかと。また、総務省などから協力が得られないかと。
 - ⇒ 説明会やセミナーを通じ、普及を進めている。総務省との連携については、総務省主催の会議で、グリーン購入の重要性を説明する機会を持たせていただいている。今後は連携した取り組みがわかるように進めていけたらよいと考える。今後もグリーン購入の普及に力を貸していただくことをお願いしていきたい。
また、都道府県・政令市に対しては、取組の充実を求めるとともに、市町村への働きかけをお願いしている。調達実績の公表については重要であると考えている。例えば環境報告書の中で、グリーン購入実績の公表も盛り込むように促していくなどして進めていきたい。（環境省）
- ・ 調達事務担当の考え方では、価格が安いことが優先されるのが実態。グリーン購入の経済的なメリットに関する情報を提供し、調達者の意識を高めていくことも重要。

3. その他

- ・ 公共建築物の木材利用促進法が成立し、今後、積極的に利用するという方向が出されている。グリーン購入においても、オフィス家具等に積極的に使っていくということになるのか、そういった法律や政府全体の方向性と、このグリーン購入法との関連はどう考えればよいかと。
 - ⇒ 木材をどこに使うのかは、機能・防火性能等を踏まえ建築設計や物品の調達の中で考えられていくもの。グリーン購入法上は、木材を使うと決まった部分について、より環境

に配慮された木材を使っていただくという考え方である。（環境省）

- ・ 消費者にグリーンマーケットの重要性を気づいていただく努力が必要。エコマーク認定品がグリーン購入法適合品といえるのがわかりやすいので、整合を図る方向で進めていきたい。
- ⇒ エコマークのような環境ラベルと整合が図られていれば、調達の実便性が高まる。エコマークはグリーン購入法の基準に加えて、例えば工場が環境法を遵守している、有害化学物質を含んでいないなど、プラスαの基準も設定しているという構造にしていくのが望ましいと考える。（環境省）

以上